

令和6年度

年末年始無災害運動研修会

令和6年度 年末年始無災害運動の実施事項について

令和6年度「年末年始無災害運動」

実施期間 令和6年12月1日～令和7年1月15日

スローガン

**「今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害」**

- 郡山労働基準監督署 安全衛生課  
安全専門官 吉田季寿

# 目次

実施要領

転倒災害の防止

交通労働災害の防止

非定常作業時災害の防止

電子申請の義務化

## 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で54回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

特に年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなる。そのため各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が一層重要となる。また転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切である。

自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合って、皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を笑顔で迎えられるよう、本年度の年末年始無災害運動を展開する。

# 年末年始 無災害運動

令和6年度 年末年始無災害運動標語

今年もやります！  
基本作業の徹底  
年末年始も  
無災害

2024  
12/1  
2025  
1/15

7 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事送るために、明るい新年を迎えることができるよう、事業場での取り組みを推進する活動で、昭和44年の厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主催する運動で、本年で54周年を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者、一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を築く必要がある。一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

令和6年の労働災害による死亡者数は755人と過去最多となったものの、休業4日以上のある労働者は135,371人と1年連続で減少した。そのうち6割以上の高齢者の割合は29.3%となり、増加傾向にある。

また本年9月末までの労働災害発生状況（新規30コトワケ）をみると、休業4日以上のある労働者は、前年同月に比べて休業4日以上の死者数は、全体で1.5%増加しており、高齢者では、死亡者数で1.8%、休業3日以上で3.0%の増加、事故の割合では1.9%、死亡者の割合（無事な労働者）で7.4%増加している。

こうした状況の中で、特に年末年始は大規模な機械設備の保守点検・修繕等の作業が多くなるが、急遽等の状況に伴う交通・資材作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、多忙による慣りや疲労からミスやケアレスミスが多くなる。そのため、事業場においては、非常時作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や安全ルールの遵守、安全衛生指導員の役割の充実に一層重要となる。また転倒・落物災害の発生、人身傷害の発生防止のための取組の強化や、事故発生等発生した労働者の健康回復のために全力で取り組むことが大切である。

自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合って、皆で気を合せて新年に一年を締めくくり、明るい新年を迎えたいと願う。本年度の年末年始無災害運動を再開する。

8 実施期間  
令和6年12月1日から令和7年1月15日までとする。

9 運動標語  
【今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害】

10 主催者  
中央労働災害防止協会

6 実施者

各事業場

- 11 主催者の実施事項
- 機関誌、ホームページ等を通じての広報
  - 新聞掲載等を通じての周知
  - リーフレットの制作および配布
  - 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の制作・配信

12 事業場の実施事項

- (1) 年末年始に実施する事項
- 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
  - 安全衛生パトロールの実施
  - 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
  - 年末年始の大規模修繕等を実施した5Sの徹底、再点検の徹底
  - 年末年始の作業再開時の安全確認の徹底
  - 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (2) 年末年始に実施状況を確保する事項
- KY（危険予知）活動を活用した非定期作業における労働災害防止対策の徹底
  - 安全確認員、労働衛生指導員、安全確認・表示等の体制と整備・更新
  - 化学物質のリスクアセスメントの実施を含む化学物質管理の徹底
  - 転倒・落物・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や障害予防対策の徹底
  - 火災の発生、消滅など火災管理の徹底
  - 交通安全災害防止対策の徹底
  - 送迎車をしないさせない職場づくり
  - 高齢労働者を含むの身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
  - 労働時間短縮対策の徹底
  - 業務のハラズメント防止につながる取り組みの徹底
  - 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の徹底
  - 安全衛生推進の期間、その他安全衛生推進員確保のための活動の実施

賛助会員募集中  
● 賛助会が会員様向けに  
● 定期刊行物の配布  
● 会員専用サイトによる安全衛生情報の発信

JISHA 中災防  
中央労働災害防止協会 (中災防)  
〒116-0014 東京都港区3-35-2  
TEL 03-3452-6448 (FAX) kohoh@jisha.or.jp  
お問い合わせは総務課 広報課まで

## 年末年始の災害防止を徹底しよう！

年末年始は慌ただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に一年を締めくくり、新たな年をスタートできるように安全衛生活動のポイントを紹介します。

### 非常時作業時の災害を防ぐ！

大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修繕を行う【非常時作業】では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

**事前準備**  
作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

**作業開始前ミーティング**  
作業の進め方、合図の方法、停止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。必要な保護員の雇用も確認します。



- 1 認識スイッチ等に注意。（警告/グループアップアウト方式：複数人がキーを持ち、全員がキーが離れなければ稼働しない方式）
- 2 明るい場所を確保するなど真正な視界を確保。
- 3 動力を遮断し、電源を切り、蓄電池を完全に停止させ、作業の途中でバックアップのため操作禁止など目立つように表示する。
- 4 チェックリストなどを使って誤れなく点検、撤去し作業で手順や安全の状況を確認する。

**作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告**

**作業が終了したら→**  
機体にした安全装置、取り付けた安全カバーなどを元に戻して、作業場を整理・整頓、ヒヤリハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

### 脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
- 2 脚立は水平に安定した場所に設置する。
- 3 脚立に滑り止めの付いた脚立を使用し、滑り止め金具を定期的にメンテナンスする。
- 4 足の上で作業する際は、足を踏まない、踏み込まない、踏んづけたり、踏んづかれないように注意する。
- 5 周囲に作業中などの注意標記の表示をする。
- 6 脚立は原則として2名までのもので使う。

### 健康管理をしっかりと

冬は身体が冷えやすく、年末年始は生活リズムも不規則になりがちで、体調を崩しやすくなります。いつも以上に健康状態に気を付けて、免責機能を高める工夫をしましょう。



## 転倒に注意！

慣れた年末年始は、転倒などにつながる不安な行動ががちです。また、曇りや凍結した路面も注意が必要で、しっかりと対策を、安全を確保しましょう。



- チェックしてみよう！ 例えば→**
- 滑りやすい靴、履き慣れない靴、すり減った靴、底が平たい靴、底が滑りやすい靴、底が硬い靴、底が柔らかい靴、底が厚い靴、底が薄い靴、底が凹凸のある靴、底が滑りやすい靴、底が硬い靴、底が柔らかい靴、底が厚い靴、底が薄い靴、底が凹凸のある靴
  - 濡れた靴、凍結した靴、雪が積もった靴、氷が積もった靴、雪が積もった靴、氷が積もった靴、雪が積もった靴、氷が積もった靴
  - 作業場の照明が十分に照らされていないか
  - 作業場の床が十分に滑りやすい場所になっているか
  - 作業場の床が十分に滑りやすい場所になっているか
  - 作業場の床が十分に滑りやすい場所になっているか
  - 作業場の床が十分に滑りやすい場所になっているか

## 冬季の安全運転

交通量増加は年の後半に多くなる傾向にあり、特に12月に多発しています。一人ひとりが安全運転を心がけるとともに、毎日のミーティングなどでも繰り返し注意喚起しましょう。

- 出発前の準備**  
目的の方面の交通情報や路面状況などを確認し、タイヤの空気圧、燃料の満量、タイヤチェーンの使い方を事前に確認。冬タイヤでも雪道に対応できるため、タイヤチェーンは必ず携帯する。
- 「急」のつく運転を避ける**  
急ハンドル、急ブレーキ、急発進などは、スピンやスリップの原因になる。滑り止めに気を付けて！
- 凍結しやすい場所に注意**  
橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落とすとして慎重運転を。
- 車間距離を十分に確保する**



## 「年末年始無災害運動」関連 中災防図書・用品



ご購入はコチラ ▶ 中災防 安全衛生図書・用品販売サイト <https://shop.jisha.or.jp>

## 事業場の実施事項

### ( 1 ) 年末年始に実施する事項

経営トップによる安全衛生方針の決意表明

安全衛生パトロールの実施

機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施

年末時期の大掃除等を契機とした5 Sの徹底、掲示や旗の掲げ  
替え

年始時期の作業再開時の安全確認の徹底

年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

## ( 2 ) 年末年始に実施状況を確認する事項

K Y ( 危険予知 ) 活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底  
安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新

化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底

転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底

火気の点検、確認など火気管理の徹底

交通労働災害防止対策の推進

過重労働をしない・させない職場環境づくり

高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施

感染症拡大防止対策の徹底

職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進

自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進

安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

- 転倒災害の防止

# 冬季転倒災害を防ぎましょう！

～福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）実施中～

郡山労働基準監督署管内における令和5年の休業4日以上の労働災害について、転倒災害の割合は、1年間（1月～12月）で26.7%であるのに対し、冬季（1月～3月、12月）では38.3%と大幅に増加します。また転倒災害全体のうち冬季だけで48.5%をしめています。

冬季の転倒災害を防止するためには、11月を準備期間として、危険箇所を把握して必要な対策を実施するとともに、労働者に対して効果的な教育を行うなど、必要な準備を整えて冬季を迎えることが重要です。

以下の実施事項を参考に、災害防止対策を実施して、冬季の転倒災害を防ぎましょう。



福島労働基準監督署では福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）を展開しています。

## 実施事項1 危険箇所の把握

「危険箇所把握チェック項目」を活用して転倒危険箇所を把握し、対策を実施しましょう。

危険箇所把握チェック項目	チェック結果
<p><b>労働者が通る(歩行する)以下の場所の明るさを確認しましょう</b></p> <p><b>【ポイント】</b>                      出社、退社の時間帯に、路面(床面)の積雪や凍結の状況がはっきり見える明るさとなっているか確認してください。</p>	
1	
①労働者用駐車場(公道は除く)	
②事業場敷地内で労働者が通常使用する通路	
③屋外ゴミ箱や資材置場等までの通路	
<p><b>過去に凍結・積雪による転倒災害やヒヤリハットが発生した危険箇所がないか確認しましょう</b></p> <p><b>【ポイント】</b>                      労働者にアンケートを実施する等してヒヤリハット事例を収集してください。</p>	
2	
①凍結・積雪による転倒災害発生場所	
②凍結・積雪による転倒のヒヤリハット発生場所	
<p><b>労働者が通る場所に、転倒災害のリスクが高い以下の危険箇所がないか確認しましょう</b></p>	
3	
①段差、溝	
②鉄板やグレーチング等の路面(床面)と材質が異なる箇所(滑りやすい箇所)	
③屋根等から水滴が落下する場所、水たまりになりやすい箇所	
④日陰になる箇所	

※危険箇所把握チェック項目に該当箇所があれば「×」

### チェック結果「×」だった場合の対策例

- 常時点灯ライトや人感センサー付きライト等を設置してください。



人感センサー付きライト設置例  
(見える安全階段コンクリートより)

- 場所を移動して作業を行う場合は、首から下げるタイプのライトを配布する等してください。

- 危険箇所に転倒防止マットの設置、危険箇所の近くに融雪剤、雪かき道具を設置してください。



転倒防止マットの例（ゴム製）（水袋製）

- リスクを低減するための設備対策を実施し、その対策が実施できない場合には、危険箇所に注意喚起の掲示をしてください。



転倒危険箇所標示の例

- ・ 駐車場は気が緩みがち、出退勤のとき、車に乗るとき、車を降りるときは足元を気にして！
- ・ 雨の日には水たまりが出来ていたところは、冬場は凍結しているおそれあり！
- ・ 雪が積もると、凹凸、段差、側溝など見えなくなるので除雪を！
- ・ 直接屋外に出る先が見えない扉のときは、一度止まって足元の確認を！
- ・ 暗くて見通しの悪い日陰の通行は極力避けて！

## 実施事項2 効果的な教育の実施

転倒災害防止の教育は、Ⅰ労働者本人に自覚を促すこと、Ⅱ注意喚起を具体的にを行うことが重要です。  
以下の事項を参考に転倒災害防止教育を実施しましょう。

### Ⅰ 自覚を促す教育の例

#### 【ロコモ度テスト】

ロコモ度テストは、移動機能（身体能力）の度合いを確認し、「立つ」「歩く」といった機能がどのくらい低下しているかを把握することができます。



#### 【転倒等リスク評価セルフチェック】



転倒等リスク評価セルフチェックは、身体機能計測（全5種目）と身体機能に対する意識（セルフチェック）を行い、自身で考える身体の動きと実際の身体機能のバランスを「見える化」して、転倒等のリスクを認識しやすくなります。

### Ⅱ 冬季における転倒防止対策

冬季は、積雪や路面の凍結などにより転倒災害が多く発生する傾向があります。次の4つに留意して転倒災害を防ぎましょう。

#### 【天気予報に気を配る】

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し早めに対策をとりましょう。

#### 【駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意する】

駐車場内や、駐車場から職場までの通路に、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用マットを敷き、照明設備を設けて夜間の照度を確保しましょう。

#### 【職場の危険マップ、適切な履物、歩行方法などの教育を行う】

職場内で労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、危険マップなどにより労働者に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物選びや、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

#### 【冬靴の耐滑性にはご注意ください！！】

水・油用の耐滑靴、氷上用の耐滑靴、粉体用の耐滑靴は、それぞれ対策が異なります。市販されている耐滑靴の多くは「水・油用」ですので、雪や氷の上では滑ることがあります。したがって、耐滑靴といえども、冬季の屋外使用では注意が必要となります。

悪天候による交通機関の遅れが見込まれる場合は、時間に余裕をもって出勤するようにし、落ち着いて作業をするように心がけましょう。

屋外では、小さな歩幅で靴の裏全体を地面に付けて歩くようにしましょう。

冬季は気温が低下し、身体が温まるまで時間がかかり、動きが鈍くなる

年齢による身体能力の低下の他に、気温の低下での身体能力の低下が生じる。

### 3 交通労働災害の防止

# 冬季の安全運転

## 出発前の準備

冬タイヤへの早期交換を！

雪が降ってから、凍結してきたら交換しようでは遅い

事業場内で交換状況を把握し、交換時期を統一するなどして早めのタイヤ交換を心がける

雪が降ると、車に乗るまでに雪かき、車に到着してから雪降ろし、フロントガラス等凍結しているのでエンジンをかけて解かすなど、夏場以上に時間がかかるため時間に余裕のある行動を！

出発してからも、積雪や凍結による渋滞が発生し、必要以上に時間がかかってしまうため、焦らず、急がず、安全運転を心がける

異動で雪が降る所に初めて来た、免許を取得して初めての雪道を走行するなど雪道に慣れていない労働者には配慮を

急ハンドル、急ブレーキ、急発進など「急」のつく運転は避ける

自動車等の運転を行わせる事業者、荷主・元請事業者の皆さまへ

## 交通労働災害を防止しましょう

### 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち、2割以上を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。

平成24年4月に発生したツアーバスによる重大事故を受け、厚生労働省では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」とともに、交通労働災害の防止を図るための指針となるものです。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 交通労働災害防止のためのガイドライン

## 2 交通安全情報マップの作成

交通事故発生情報、デジタル・タコグラフやドライブ・レコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）に基づき、危険な箇所、注意事項を示した交通安全情報マップを作成し、配布・掲示などを行いましょう。

- ・ 危険な箇所を共有する

凍結している、凍結する箇所

除雪で道幅が狭くなっている箇所

工事中で通行止め、片側通行になっている箇所

通学用の道路となっている箇所

日の出、日の入りで視界不良となる箇所

雪の重みで木の枝が垂れている箇所 など

## 4 非定常作業時災害の防止

非定常作業時に災害が起こりやすい理由

反復・継続して行う作業ではないため、その作業に慣れていないことが多い

事前に十分な対策が取れずに作業を行うことになる場合がある

複数の部門の作業者による連携が多く、事前の連絡調整が不十分で、作業指示が不明確になりがちである

複数の部門の作業者による連携が多く、事前の連絡調整が不十分で、作業指示が不明確になりがちである

長期の休みに入る、休み明けであるなど気持ちが緩みがちになりやすい

機械を停止し、点検・修理作業前は

- ・作業手順書は作成されているか
- ・リスクアセスメントは行われているか

関係労働者と作業の手順・方法の打合せ

- ・作業の進め方、合図、禁止事項の確認
- ・リスク情報の共有
- ・必要な保護具の着用状況
- ・作業場所の周辺状況

## 点検・修理の作業中は

- ・ 機械の電源は切られているか
- ・ 機械の起動スイッチなど施錠されているか
- ・ 機械の点検中であることを周囲に周知しているか
- ・ 定められた手順で行われているか
- ・ 適切な照度が保たれているか

## 点検・修理の作業後は

- ・点検漏れはないか
- ・安全カバーや安全装置は元に戻しているか
- ・点検の結果、補修等が必要な箇所については、いつまでに補修等するのか定めているか
- ・点検や補修中に、ヒヤリ・ハットは無かったか
- ・定められた作業手順で問題は無かったか

## 大掃除での労働災害防止

- ・スリッパやサンダルなど、脱げやすい、滑りやすい靴で作業をしていないか
- ・窓ふきや棚の上を拭くときに、キャスター付きの椅子を使用していないか
- ・脚立や踏台を適切に使用している
- ・床掃除のときに、濡れたままにしているか
- ・側溝などの蓋を外したまま、作業場所を離れていないか
- ・掃除に使用している洗剤の使用方法は適切か

洗剤などの化学物質を使用している場合には

- ・ リスクアセスメントは実施しているか
- ・ 作業手順書はあるか
- ・ 適切な保護具は用意されているか
- ・ 化学物質管理者や保護具着用管理者は選任し、氏名を  
掲示しているか

## 5 電子申請の義務化

事業者の皆さまへ

## 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が可能な場合は書面による報告が可能です。

### 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、④について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

労働者死傷病報告

① 事業の種類  
② 被災者の職種  
③ 傷病名及び傷病部位  
④ 災害発生状況及び原因  
⑤ 国籍・地域及び在留資格

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて  
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

**①事業の種類**  
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業>食品製造業>水産食品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

**②被災者の職種**  
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）>食品製造従事者

**③傷病名及び傷病部位**  
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名：負傷>切断  
傷病部位：頭部>鼻

**④災害発生状況及び原因**  
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

**⑤国籍・地域及び在留資格**  
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

## 電子申請に当たっては 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総合安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です/  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶  
厚生労働省HPにリンクします



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

# さいごに

粘り強く取組めば、必ず成果が出ます！

# ご安全に！